

(議事録)

土屋会長 ただいまより、令和4年度第8回埼玉地方最低賃金審議会を開催いたします。まず初めに、事務局から本日の出席委員の状況について、報告をお願いします。

賃金室長補佐 公益代表委員5名、労働者代表委員5名、使用者代表委員5名、出席者15名です。

土屋会長 ただいまの事務局からの報告のとおり、最低賃金審議会令第5条第2項に定める委員の3分の2以上が出席していることから、本審議会は有効に成立しておりますことを確認いたしました。

 本日の審議会は、埼玉地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項に基づき公開とし、議事録についても同規程第7条第2項により公開としますが、傍聴申込みはありませんでした。

 また、本審議会の議事録確認者をあらかじめ指名させていただきます。公益代表は私が、労働者側は柿沼委員、使用者側は廣澤委員にお願いいたします。

 続きまして、事務局から配付資料の確認をお願いします。

賃金室長 配付資料の確認をさせていただきます。お手元の資料目次をご覧ください。資料No.1は埼玉県の最低賃金。めくっていただきまして、埼玉県特定（産業別）最低賃金の適用対象業種一覧表です。その次がNo.2-2、特定最低賃金の適用使用者数及び適用労働者数。この数値ですが、資料出所としましては、平成28年経済センサスの数値を元にその後行った各種調査のデータを更新したもので、令和2年当時のものであります。これが公表されているデータの中では一番最新のものとなっております。調査自体は令和3年の経済センサスというのが一番新しいかと思うんですが、それはまだ数値が出ておりませんので、この令和2年次フレームの数字を使っております。次のNo.3が埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の改正案です。この後、議題でこの改正について御審議いただくこととなります。一番最後がNo.4です。令和4年3月4日付の埼玉地方最低賃金審議会申し合わせ、特賃の審議についてのガイドラインになっております。

 資料については以上ですので、欠落等ございましたら、お申出ください。

土屋会長 よろしいでしょうか。

 議題の1ですが、令和5年度埼玉地方最低賃金審議会の運営について。来年度の運営についてが1つ目の議題となります。

 本日は令和4年度の最後の審議会となります。また、第55期審議会委員としての最後の御審議をいただく会となります。実際には来期、第56期の委員の方々に引き継ぐこととなりますが、次年度、令和5年

度に向けた方向性について協議をいただければと思っております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長

平素より審議会運営に御協力をいただきまして、ありがとうございます。まず、今年度、令和4年度の賃金室における活動内容を御報告させていただきます。

まず1点目、周知・広報に関する御報告です。7月1日の地賃改正諮問に始まりまして、8月5日の答申、9月1日の官報公示、10月3日の特賃の答申、11月1日の特賃の官報公示と、都度プレスリリースをするとともに、埼玉労働局ホームページにその旨掲載しております。

その他、自治体、団体等への広報誌、機関紙等への掲載や、駅、市役所のデジタルサイネージなどへの掲示も行いました。

また、労働基準監督署庁舎への懸垂幕の設置については、従前からの川口署に加えまして、今年度は秩父署へも新たに設置いたしました。

最後に、多くの委員の方々に御協力いただきまして、9月30日、大宮駅前に加えまして、新たに熊谷駅前でもティッシュ配りをさせていただきました。

今後も周知・広報に努めてまいります。

土屋会長

ただいまの報告につきまして、各委員の先生方から何か御質問、御意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

では、続けてください。

賃金室長

2点目は、最低賃金に関する、意見・要望の受付状況になります。

10月の地域別最低賃金の改正後、最低賃金の再改正を求める要望書が、「埼玉県労働組合連合会」、「生協労連・コープネットグループ労働組合」、「北関東ユニオンネットワーク」からありました。物価高騰のため、今年度内に埼玉県最低賃金を再改定するよう、埼玉労働局長から埼玉地方最低賃金審議会へ諮問することを求める内容でした。

事務局としましては、最低賃金は消費者物価のみに連動しているものではないこと、賃金に係る実態調査を行う必要があること、また、埼玉だけの問題ではないこと等を御説明し、要請があったことを本省に報告させていただいております。

その要請のときに、各労働組合の方から、物価高騰による労働者の窮状、例えば食費を削っている人がいるとか、病院にかかる回数を減らすようにしている人がいるですとか、そういった苦しい状況が報告されました。また、中には、学生のお子さんを持つ女性ですけれども、お子さんが、日本は賃金が安いから、卒業したら海外に行って仕事を求めたいと言っているということで、若者の日本離れが心配であるという意見も出されておりました。以上です。

土屋会長 今の点につきまして、何か御質問、御意見等ありましたらお願いします。よろしいですか。
では、続けてください。

賃金室長 続いて3点目、現在、行われている、目安制度の在り方に関する全員協議会の状況です。今年度は、「目安審議の在り方」、「地方労働審議会における審議に関する事項」、「目安審議に用いる参考資料」ということが議題になっておりまして、「ランク区分の見直し」なども含まれて話されております。直近では2月27日に開催されておりますが、まだ議事録の公開がされておられませんので、どんな結論に達したかがまだ分かってはおりません。分かり次第、必要に応じて情報提供をさせていただきたいと思っております。

土屋会長 今の点について、何か御質問はありますか。

柿沼委員 よろしいですか。目安全員協議会の議論については労側のほうも聞いていますが、仮に今回の協議会でランクの区分の見直しがあった場合は、どういうタイミングでの見直しになるのでしょうか。

賃金室長 いつから適用ということも含めて決めることになると思います。

柿沼委員 分かりました。ありがとうございます。

土屋会長 ほかの方からいかがでしょうか。では、続けてください。

賃金室長 4点目、実地視察についてです。この3年間、新型コロナウイルス感染症の影響から、審議会主催での企業実地視察は見送りをしてまいりました。ただ、昨今の感染状況を踏まえて、令和5年度におきましては、視察を再開できればと考えております。

3年前は、県南、川口の鋳物工場を視察させていただいているところです。第56期委員の皆様に変更して御相談させていただく必要はありますが、埼玉が抱える県南県北の賃金格差を知るためにも、来年度実施するのであれば、県北の製造業あたりはどうかと考えております。委員の皆様の意見をいただきたいと思っております。

土屋会長 実地視察について今お話がありましたが、委員の皆様から何か御意見等ありましたらお願いします。労働側の委員から何かありますでしょうか。

柿沼委員 はい。県北エリアというところについては、理解はできると思っております。あとは、こういった現場を見るのかということの方が重要だと思います。

- 土屋会長 ほかに労働側からよろしいですか。
 使用者側の委員から、今の実地視察の点について、何か御意見等ありましたらお願いします。
- 廣澤委員 北部の企業にも行ってみる価値はあると思います。あとは個別の企業でどういう話を聞けるかによってまた検討させていただければと思います。
- 土屋会長 公益の皆さんから何かありましたら。特によろしいでしょうか。
 では、実施するという方向で、事務局のほうで引き続き調整をお願いします。
- 賃金室長 県北の製造業で、最賃近傍で働いている方が多くいらっしゃるような条件で当たってみたいと思います。
- 土屋会長 では、引き続きお願いします。
- 賃金室長 最後、5点目となります。昨年度、資料No.4のガイドラインにありますように、申合せが行われました。このガイドラインに基づきまして、今年度の特賃の改定の必要性の有無の審議については、非鉄、電子、輸送用機械、自動車小売については、「労使協定の企業内最低賃金の最低額が、前年度の申し出にかかる最低協定額よりも1円以上引き上げられていた場合」に該当しておりましたので、必要性ありと審議されました。また、光学については、最低協定額が前年度と同額だったんですが、このガイドラインの中で、「当該年度から起算して3年間」以内であることから、これについても必要性ありと審議がされました。
 特賃については、この申合せも含めて、「引き続き誠実に協議を行う」こととされております。
 申合せをこのまま次年度も引き継いでいくかどうかについて、御協議をお願いできればと思います。
- 土屋会長 それでは、今のことについて、労働側から御意見いただければと思いますが、いかがでしょうか。
- 柿沼委員 昨年全員協議会の際に行った申合せの際にも、大きく環境が変わる、状況が変わるようであれば見直しも含めて改めて議論が必要だということで終わったと思います。この1年間、また、直近の状況を踏まえると、改めてここを見直すまでの状況には至っていないと捉えておりますので、引き続きこのガイドラインを基に議論を深められればと思っています。
- 土屋会長 使用者側はいかがでしょう。

廣澤委員 私も柿沼委員と同様で、このガイドラインに何か不備があるとか、より望ましいやり方があるのであれば、その内容を検討していく価値はあると思いますが、このガイドラインの趣旨は、個別企業の判断も尊重させていただきながら、我々の判断の根拠の1つにして検討するというので、我々としてもきちんと判断できると考えております。引き続きこれを使っていくのがよいと考えております。

土屋会長 ほかに委員の皆さんから何か御意見等ありましたらお願いします。
 労側、使側からそれぞれともに、このガイドラインについて、引き続きこれを基にして必要性の有無について判断していくべきだということでお考えが示されましたので、来年度も引き続き、このガイドラインを基に審議をしていくということにしたいと考えております。
 議題の1について、事務局からは他にありますか。議題の1については以上でよろしいですか。

賃金室長 はい、以上です。

土屋会長 それでは、議題の2に移りたいと思います。議題の2は、埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の改正についてです。
 まず、事務局から説明をお願いいたします。

賃金室長 お手元の資料3を御覧ください。こちらが埼玉地方最低賃金審議会公開要綱の新旧対照表となっております。
 現在のところ、国の方針としてファクスの利用が基本廃止ということになっておりますことから、現行、右側の第4条及び第5条からファクスという文言を削除します。
 また、現状、はがきのやり取りや傍聴整理券の発行は行っておらず、その必要性も特段認められませんので、第4条及び第7条から該当部分を削除したいと思います。
 その上で、こちらの案のとおり、公開要綱を改正させていただきたいと考えております。

土屋会長 今の要綱の改正について、御意見、御質問等ありましたらお願いします。
 ないようですので、今、事務局から提案があった形で公開要綱を改正するとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

土屋会長 それでは、御異議ありませんでしたので、事務局の案のとおり、改正を行いたいと思います。
 それでは、続いて議題の3に移ります。

まず、委員の皆様方から何かございますでしょうか。どうぞ。

柿沼委員

来年度の特定最賃に向けた意向表明についてお伝えをさせていただければと思います。

本日、No.2-2の資料で、適用労働者数を御提示いただきました。労側としましては、この適用労働者数を基に来年度の申出を行っていきたいと考えておりますが、申出につきましては、これまでも改定を行ってきました、非鉄金属、電子部品、輸送用機械器具、光学機械器具、自動車小売、この5業種の申出を行っていきたいと考えております。

また、各種商品小売、もしくは、これまでで行くと新設で百貨店、総合スーパーなども検討を行ってきましたが、現在の状況、また、各組合の企業内最低賃金の締結状況なども踏まえまして、本年につきましては新設の申出は行わないものと考えております。

以上になります。

土屋会長

今の柿沼委員からの御発言につきまして、何か御質問や御意見等ありますでしょうか。よろしいですか。

それでは、ほかに何か委員の皆様からありましたらお願いします。事務局からは何かありますか。

賃金室長

特にございません。

土屋会長

それでは、本日の議題は以上となります。どうもありがとうございました。

基準部長から御挨拶がございます。

労働基準部長

55期の委員の皆さんは最後の審議会ですので、労働局を代表しまして、最後にお礼を述べさせていただきたいと思っております。

55期の委員の皆様は、この3月の末日までとなっております。実質2年間の最低賃金の審議でしたが、本当に御苦労をおかけしました。ありがとうございます。特に令和3年度、4年度というのは、丸ごと新型コロナ禍の影響を受けているさなかでありまして、また、後半の1年間におきましては、ロシアのウクライナ侵攻の問題や、急激な消費者物価の高騰など、地域別最低賃金並びに特定最低賃金の審議の歴史にあっても、誰も一度も経験したことのない困難な2年間だったと思っております。このような状況にあるにもかかわらず、委員の皆様方には、積極的に調査審議を行っていただきまして、毎回、全会一致での答申をいただいております。さらには、改正後の最低賃金の周知につきましても、積極的に御協力をいただいております。本当にありがとうございます。このような結束力は、全国的に見てもなかなかないというところでもあります。

そしてまた、一昨日の3月1日午前中に第2回埼玉地方労働審議会

が開催され、そこでも最低賃金の説明もさせていただきましたが、来年度の厚生労働省の行政運営方針のトップは、「最低賃金・賃金の引上げに向けた支援の推進」とされております。経済財政運営と改革の基本方針 2022 において、できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円以上となることを目指すこととされております。事業再構築・生産性向上に取り組む中小企業へのきめ細かな支援や取引適正化等、中小企業・小規模事業者が賃上げしやすい環境整備に取り組んでまいりたいと考えております。

つきましては、今期をもって退任される皆様は、今後ますますの御活躍をお祈りするとともに、引き続き委員に残っていただく方、また、4 月以降新たに委員になられる方につきましては、今後も労働行政への御支援、御鞭撻をどうぞよろしくお願いいたします。

最後になりますけれども、私にとっては 1 年間、皆さんにとっては 2 年間ということですが、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

土屋会長

では、これをもちまして、第 8 回埼玉地方最低賃金審議会を閉会といたします。

— 了 —